愛媛県報

令和７年９月19日金曜日　第646号

発行　愛　媛　県

◇ 目　　次 ◇

告　　示

○ 落札者等の告示……（財産活用推進課）… 671
○ 指定自立支援医療機関の指定（２件）……（健康増進課）… 671
○ 指定自立支援医療機関の所在地の変更……（　〃　）… 672
○ 肥料の登録……（農産園芸課）… 672
○ 肥料の登録の失効……（　〃　）… 672
○ 建設業者の営業の停止命令……（土木管理課）… 672
○ 落札者等の告示……（会計課）… 672
○ 建設業者の許可の取消し……（中予地方局管理課）… 673
○ 道路の区域変更（県道興居島循環線）……（　〃　）… 673
○ 道路の供用開始（県道興居島循環線外）……（　〃　）… 673

公営企業公告

○ 愛媛県立今治病院整備事業……（公営企業管理局県立病院課）… 674

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告　　示

○愛媛県告示第845号

次のとおり落札者を決定した。

令和７年９月19日

愛媛県知事　中　村　時　広

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
松山南高校本館新築工事	愛媛県総務部総務管理局財産活用推進課 愛媛県松山市一番町四丁目４番地２	令和７年８月19日	松山南高校本館新築工事大成・愛媛・大和共同企業体 東京都新宿区西新宿一丁目25番１号	2,860,000,000円	一般競争入札	令和７年６月13日

○愛媛県告示第846号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第２項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和７年９月19日

愛媛県知事　中　村　時　広

名　　称	所　在　地	開　設　者			担当しようとする医療の種類	指定年月日
		氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
庄野薬局下町くすの木通り店	西条市大町646－９	有限会社庄野	西条市大町1524番地３	代表取締役　庄　野　紀　美	精神通院医療（薬局）	令和７年８月１日
なんぐん薬局	南宇和郡愛南町城辺甲2463番地２	株式会社ｋｕｓｕｒｉｔｏ	南宇和郡愛南町城辺甲2463番地２	代表取締役　宮　本　章　平	精神通院医療（薬局）	令和７年９月１日

○愛媛県告示第847号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第２項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和７年９月19日

愛媛県知事　中　村　時　広

指定訪問看護事業者等			訪問看護ステーション		担当しようとする医療の種類	指定年月日
名　称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	名　称	所　在　地		
株式会社憩楽	今治市郷桜井四丁目６番82号	代表取締役　馬　越　千　恵	訪問看護ステーション憩楽	今治市郷桜井四丁目６番82号	精神通院医療	令和７年９月１日

○愛媛県告示第848号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、指定自立支援医療機関の所在地を変更した旨の届出があった。

令和７年９月19日

愛媛県知事　中　村　時　広

名　称	所　在　地		担当する医療の種類	変　更　年月日
	変　更　前	変　更　後		
あすなろ薬局今治本店	今治市米屋町３丁目２番10号	今治市米屋町３丁目１番15号	精神通院医療	令和７年６月１日

○愛媛県告示第849号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第７条第１項の規定に基づき、次のとおり肥料の登録をした。

令和７年９月19日

愛媛県知事　中　村　時　広

登録年月日	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
令和７年９月８日	愛媛県第1305号	魚廃物加工肥料	遊子魚廃物加工肥料	窒素全量　4.0 りん酸　全量　3.6	使用される原料、含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	愛媛県漁業協同組合 愛媛県松山市二番町四丁目６番地２

○愛媛県告示第850号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は、失効した。

令和７年９月19日

愛媛県知事　中　村　時　広

失効年月日	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	生産業者の氏名又は名称及び住所
令和７年９月５日	愛媛県第1267号	魚廃物加工肥料	遊子漁協魚廃物加工肥料	窒素全量　4.5 りん酸全量　4.6	愛媛県漁業協同組合 愛媛県松山市二番町四丁目６番地２

○愛媛県告示第851号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定に基づき、次のとおり建設業者の営業の停止を命じた。

令和７年９月19日

愛媛県知事　中　村　時　広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	営業の停止を命じた年月日	停止を命じた営業の範囲	営業の停止を命じた期間	営業の停止を命ずる原因となった事実
（特－３）第2028号	令和３年12月４日	株式会社久保建設	久保　千鶴	上浮穴郡久万高原町二名甲1166番地１	令和７年９月10日	とび・土工工事業の営業のうち、公共工事に係るもの 注　「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第１に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。	令和７年９月19日から令和８年９月18日まで（365日間）	株式会社久保建設の元代表取締役は、愛媛県が入札を執行した２件の工事に関し、当時の愛媛県職員から秘密事項である直接工事費及び調査基準価格の教示を受けて、同社にこれらの工事を落札させ、もって偽計を用いて、公の入札で契約を締結するためのものの公正を害すべき行為をしたとして、公契約関係競売入札妨害の罪により、懲役１年６月（執行猶予３年）の判決を受け、その刑が確定した。 このことは、建設業法第28条第１項第３号に該当する。

○愛媛県告示第852号

次のとおり落札者を決定した。

令和７年９月19日

愛媛県知事　中　村　時　広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
県立学校学習用端末　一式	愛媛県出納局会計課 愛媛県松山市一番町四丁目４番地２	令和７年７月15日	四国通建株式会社 愛媛県今治市南大門町１丁目１番地の15	1,730,300,000円	一般競争入札	令和７年６月10日

○愛媛県告示第853号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項第５号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和７年９月19日

愛媛県知事　中　村　時　広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般－６)第15569号	令和６年６月15日	㈲竜乃工芸	藤野　滝彦	伊予市下吾川1340－６	令和７年８月８日	建築工事業 大工工事業 内装仕上工事業	建設業の廃止
(般－４)第2942号	令和４年８月15日	上岡建設㈱	岡田　浩	伊予市双海町高岸甲885	令和７年８月21日	建築工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第854号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から２週間一般の縦覧に供する。

令和７年９月19日

愛媛県知事　中　村　時　広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の幅員	延長	備考
県道	興居島循環線	松山市泊町306番４から 同町304番４まで	旧	メートル 9.0～19.2	キロメートル 0.033	
			新	9.8～19.2	0.033	
〃	〃	松山市泊町1317番３から 同町1322番２まで	旧	3.6～11.0	0.054	
			新	10.0～12.6	0.054	
〃	〃	松山市泊町甲296番１地先から 同町983番２まで	旧	5.6～18.0	0.065	
			新	6.4～24.8	0.065	

○愛媛県告示第855号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から２週間一般の縦覧に供する。

令和７年９月19日

愛媛県知事　中　村　時　広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	興居島循環線	松山市泊町306番４から 同町304番４まで	令和７年９月19日
〃	〃	松山市泊町1317番３から 同町1322番２まで	〃
〃	長井方堀江線	松山市東大栗町甲1336番２	〃
〃	粟井浅海線	松山市常竹甲406番５から 同市常竹甲371番２まで	〃

〃	広田双海線	伊予市双海町上灘字日ノ地山丁65番１から 同町上灘字坂本甲1163番１まで	〃
〃	〃	伊予市双海町上灘字坂本甲1163番１から 同町上灘字畑田甲1200番２まで	〃
〃	〃	伊予市双海町上灘字畑田甲1200番２から 同町上灘字畑田甲1197番４まで	〃

公営企業公告

○公　告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和７年９月19日

愛媛県公営企業管理者　東　野　政　隆

１　入札に付する事項

⑴　事業名

愛媛県立今治病院整備事業（以下「本事業」という。）

⑵　事業実施場所

愛媛県今治市しまなみの杜１番２

⑶　事業方式

本事業の事業方式は、設計・施工一括発注方式（事業者が整備する施設の設計（基本設計及び実施設計をいう。）、施工、工事監理等の業務を一括して行う方式をいう。）とする。

⑷　業務内容

事業者が行う本事業の業務は、次のとおりとする。

ア　施設整備に係る設計業務（基本設計、実施設計及び工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する業務並びに照査業務を含む。）及びその関連業務（地質調査その他の調査業務を含む。）（以下「設計業務」という。）

イ　施設整備に係る建築工事（建築設備工事を含む。）、外構工事及びそれらの関連工事（以下「工事業務」という。）

ウ　施設整備に係る工事監理業務及びその関連業務（以下「工事監理業務」という。）

⑸　整備する施設の概要

ア　敷地面積

28,245.60平方メートル（実測値）

イ　病院棟

㋐　病床数

215床（一般病床数211床及び第二種感染症病床数４床）

㋑　診療科数

24診療科

ウ　医師及び看護師宿舎

30戸

⑹　事業期間

契約の締結の日の翌日から令和12年８月31日（土）までの期間。ただし、病院棟、医師及び看護師宿舎並びに外構の完成期日は令和12年４月30日（火）とする。

⑺　予定価格

19,195,552,000円（消費税及び地方消費税を除く。）

２　入札に参加する者に必要な資格

⑴　応募者の構成等

ア　応募者は、２者以上の構成員により任意かつ自主的に結成された特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。ただし、構成員のうち、工事業務を実施する者は２者又は３者とする。

イ　共同企業体の有効期間は、次に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

㋐　本事業の契約の相手方となった場合　本事業の契約の履行後３箇月を経過するまでの期間

㋑　本事業の契約の相手方とならなかった場合　本事業の契約が締結されるまでの期間

ウ　本事業の施工方式は、次のいずれかの方式とする。

㋐　共同施工方式

㋑　分担施工方式（工事業務に係る部分にあっては、共同施工方式）

エ　共同施工方式における最低出資比率は、構成員が２者の場合にあっては30％以上、３者以上の場合にあっては20％以上とすること。

オ　共同企業体の代表者は、当該共同企業体の構成員のうち、最大の施工能力を有し、かつ、その出資比率が構成員中最大の者であるものとすること。

カ　入札、契約の締結及び契約に基づく行為については、共同企業体の代表者の代表取締役が行うこととする。なお、支店長等の代理人との契約は行わない。

キ　共同企業体の構成員は、本事業の入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でない者であること。

⑵　共同企業体の構成員に共通する参加要件

ア　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項各号のいずれにも該当しない者であること。

イ　民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。

ウ　４⑵アの受付期間の最終日（以下「一般競争入札参加要件確認基準日」という。）から落札者の決定の日までの間に、愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱（昭和63年８月１日制定）の規定による入札参加資格停止の期間がない者であること。

エ　応募者の構成員又はその役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をい

う。以下同じ。）が次に掲げる者でないこと。

(ｱ) 愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第２条第３号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）

(ｲ) 暴力団員等でなくなった日から５年を経過しない者

(ｳ) 暴力団員等又は(ｲ)に掲げる者がその事業活動を支配する者

オ　次に掲げる規定による届出をしていない者（当該規定が適用されない者を除く。）でないこと。

(ｱ) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

(ｲ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

(ｳ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条

カ　他の応募者の構成員との間に次のいずれかの関係を有する者でないこと。

(ｱ) 資本関係

次のいずれかの関係に該当する場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が再生手続（民事再生法第２条第４号に規定する再生手続をいう。以下同じ。）が続行中の会社又は更生会社（会社更生法第２条第７項に規定する更生会社をいう。以下同じ。）である場合を除く。

a　会社法第２条第４号に規定する親会社（以下「親会社」という。）と子会社の関係にある場合

b　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(ｲ) 人的関係

次のいずれかの関係に該当する場合

a　一方の会社の役員等が、他方の会社の役員等を現に兼ねている場合。ただし、会社の一方が再生手続が続行中の会社又は更生会社である場合を除く。

b　一方の会社の役員等が、他方の会社の民事再生法第64条第２項又は会社更生法第67条第１項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ｳ) その他の関係

(ｱ)又は(ｲ)と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

キ　次に掲げる法人又は当該法人との間にカ(ｱ)、(ｲ)若しくは(ｳ)の関係を有する者でないこと。

(ｱ) 商号　野村證券株式会社

所在地　東京都中央区日本橋一丁目13番１号

(ｲ) 商号　株式会社長大

所在地　東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目20番４号

(ｳ) 商号　森・濱田松本法律事務所

所在地　東京都千代田区丸の内二丁目６番１号丸の内パークビルディング

ク　愛媛県立今治病院整備検討委員会の委員が属する法人又は当該法人との間にカ(ｱ)、(ｲ)若しくは(ｳ)の関係を有する者でないこと。

(3)　個別参加要件

ア　設計業務を実施する者

設計業務を実施する者は、次の要件を満たすこと。ただし、設計業務を実施する者が複数いる場合は、そのうち少なくとも１者は(ｱ)ａからｃまでの全ての要件を満たし、その他の者は(ｱ)ａ及びｂの要件を満たすこと。なお、(ｱ)ｄ及び(ｲ)の要件は、複数の者により満たすことができる。

(ｱ) 構成員に関する要件

a　建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第１項の規定による一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

b　一般競争入札参加要件確認基準日において、知事の審査を受け、業種区分「建築関係建設コンサルタント業」について令和７年度及び令和８年度の特定調達契約（愛媛県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年愛媛県規則第69号）第１条に規定する特定調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札に参加する資格を有すると認められた者であること。

c　一般競争入札参加要件確認基準日において、平成22年４月１日以降に設計が完了した一般病床の数が150床以上の免震構造を有する病院の新築、増築又は改築に係る工事（増築の場合は、増築に係る部分の病床数が150床以上のものに限る。以下同じ。）の実施設計業務の元請（共同企業体の構成員として請け負った場合にあっては、主たる設計者として請け負ったものに限る。(ｲ)ａからｈまでにおいて同じ。）としての業務実績を有していること。

d　設計業務の管理技術者（設計業務全般の管理及び統括を行う者をいう。(ｲ)において同じ。）及び各分野を担当する主任技術者（担当する分野の設計者として管理技術者の下でその担当する分野における技術者を総括する役割を担う者をいう。(ｲ)において同じ。）として、設計業務を実施する者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、一般競争入札参加要件確認基準日において雇用期間が３箇月以上経過しているものを配置することができること。

(ｲ) 技術者に関する要件

a　管理技術者として、一級建築士の免許を有し、かつ、管理技術者又は建築意匠分野を担当する主任技術者として、平成22年４月１日以降に設計が完了した一般病床の数が150床以上の免震構造を有する病院の新築、増築又は改築に係る工事の実施設計業務の元請としての業務実績を有する者を配置することができること。

b　照査技術者として、一級建築士の免許を有し、かつ、管理技術者又は建築意匠分野を担当する主任技術者として、平成22年４月１日以降に設計が完了した一般病床の数が150床以上の免震構造を有する病院の新築、増築又は改築に係る工事の実施設計業務の元請としての業務実績を有する者を配置することができること。

c　建築意匠分野を担当する主任技術者として、一級建築士の免許を有し、かつ、平成22年４月１日以降に設計が完了した一般病床の数が150床以上の免震構造を有する病院の新築、増築又は改築に係る工事の実施設計業務の元請としての業務実績を有する者を配置することができること。

d　建築構造分野を担当する主任技術者として、構造設計一級建築士の資格を有し、かつ、平成22年４月１日以降に設計が完了した一般病床の数が150床以上の免震構造

を有する病院の新築、増築又は改築に係る工事の実施設計業務の元請としての業務実績を有する者を配置することができること。

e　電気設備分野を担当する主任技術者として、一級建築士の免許を有する者を配置することができること。

f　電気設備分野を担当する主任技術者又は担当技術者として、設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有し、かつ、平成22年４月１日以降に設計が完了した一般病床の数が150床以上の病院の新築、増築又は改築に係る工事の実施設計業務の元請としての業務実績を有する者を配置することができること。

g　機械設備分野を担当する主任技術者として、一級建築士の免許を有する者を配置することができること。

h　機械設備分野を担当する主任技術者又は担当技術者として、設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有し、かつ、平成22年４月１日以降に設計が完了した一般病床の数が150床以上の病院の新築、増築又は改築に係る工事の実施設計業務の元請としての業務実績を有する者を配置することができること。

i　管理技術者、照査技術者及び各分野を担当する主任技術者は、それぞれ１名ずつ配置することとし、兼任しないこと。

イ　工事業務を実施する者

工事業務を実施する者は、次の要件を満たすこと。

(ｱ)　代表者である構成員に関する要件

a　令和５年度又は令和６年度に完成した愛媛県総務部総務管理局財産活用推進課並びに愛媛県農林水産部及び愛媛県土木部発注の建築一式工事に係る工事成績評定点（完成検査時の評価によるものとする。ただし、完成検査後に評定点に修正があった工事については、修正後の工事成績評定点とする。以下同じ。）を有する場合は、工事成績評定点の令和５年度の平均点数又は令和６年度の平均点数のいずれかが65点未満の者でないこと。

b　建築工事業について、特定建設業の許可（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第３条第１項第２号に掲げる者に係る同項の許可をいう。）を受けている者であること。

c　一般競争入札参加要件確認基準日において、知事の審査を受け、工事種別「建築一式工事」について令和７年度及び令和８年度の特定調達契約に係る競争入札に参加する資格を有すると認められた者であること。

d　法第27条の23第１項の規定による経営事項審査（その審査の基準日が一般競争入札参加要件確認基準日から起算して過去１年７箇月以内であるもののうち、直近のものに限る。以下同じ。）の結果通知書の総合評定値が、建築一式工事において1,500点以上の者であること。

e　一般競争入札参加要件確認基準日において、平成22年４月１日以降に完成した一般病床の数が150床以上の免震構造を有する病院の新築、増築又は改築に係る工事の元請（共同企業体の構成員として請け負った場合にあっては、当該共同企業体の代表者として請け負ったものに限る。(ｳ)a(b)において同じ。）としての施工実績を有していること。

f　現場代理人及び監理技術者（法第26条第３項第２号に掲げる監理技術者を除く。(ｳ)a(b)及びb(b)を除き、以下同じ。）として、代表者である構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、一般競争入札参加要件確認基準日において３箇月以上経過しているものを配置することができること。

g　現場代理人を常駐で配置することができること。

(ｲ)　代表者以外の構成員に関する要件

a　(ｱ)aからcまでの要件を満たすこと。

b　経営事項審査の結果通知書の総合評定値が、建築一式工事において850点以上の者であること。

c　一般競争入札参加要件確認基準日において、平成22年４月１日以降に完成した一般病床を有する病院の新築、増築又は改築に係る工事の元請（共同企業体の構成員として請け負った場合にあっては、出資比率が20パーセント以上の者に限る。(ｳ)b(b)において同じ。）としての施工実績を有していること。

d　主任技術者として、代表者以外の構成員（同一の構成員に限る。）と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、一般競争入札参加要件確認基準日において３箇月以上経過しているものを配置することができること。

(ｳ)　技術者に関する要件

a　監理技術者として、次の要件を全て満たす者を専任で配置することができること。

(a)　一級建築士の免許又は一級建築施工管理技士の資格を有し、監理技術者資格者証（建築工事業に係るものに限る。b(a)において同じ。）の交付を受け、及び監理技術者講習を修了していること。

(b)　一般競争入札参加要件確認基準日において、平成22年４月１日以降に完成した一般病床の数が150床以上の免震構造を有する病院の新築、増築又は改築に係る工事であって、元請として施工したものに監理技術者（法第26条第３項第２号に掲げる監理技術者及び建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和６年法律第49号）による改正前の法第26条第４項に規定する特例監理技術者を除く。b(b)において同じ。）、主任技術者、担当技術者又は現場代理人として従事した経験（当該工事の工期の２分の１以上を占める経験に限る。以下同じ。）を有していること。ただし、当該経験が総務部総務管理局財産活用推進課並びに愛媛県農林水産部及び愛媛県土木部発注の建築一式工事に係るものにあっては、工事成績評定点が65点未満のものは、当該経験として認めない。

b　主任技術者として、次の要件を全て満たす者を専任で配置することができること。

(a)　一級建築士の免許又は一級建築施工管理技士の資格を有し、監理技術者資格者証の交付を受け、及び監理技術者講習を修了していること。

(b)　一般競争入札参加要件確認基準日において、平成22年４月１日以降に完成した一般病床を有する病院の新築、増築又は改築に係る工事であって、元請として施工したものに監理技術者、主任技術者、担当技術者又

は現場代理人として従事した経験を有していること。ただし、当該経験が愛媛県総務部総務管理局財産活用推進課並びに愛媛県農林水産部及び愛媛県土木部発注の建築一式工事に係るものにあっては、工事成績評定点が65点未満のものは、当該経験として認めない。

ウ　工事監理業務を実施する者

工事監理業務を実施する者は、次の要件を満たすこと。ただし、工事監理業務を実施する者が複数いる場合は、そのうち少なくとも１者は㋐ａからｄまでの全ての要件を満たし、その他の者は㋐ａからｃまでの全ての要件を満たすこと。なお、㋐ｅ及び㋑の要件は、複数の者により満たすことができる。

㋐　構成員に関する要件

ａ　建築士法第23条第１項の規定による一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

ｂ　一般競争入札参加要件確認基準日において、知事の審査を受け、業種区分「建築関係建設コンサルタント業」について令和７年度及び令和８年度の特定調達契約に係る競争入札に参加する資格を有すると認められた者であること。

ｃ　本事業における工事業務を実施する者でないこと。

ｄ　一般競争入札参加要件確認基準日において、平成22年４月１日以降に完了した一般病床の数が150床以上の免震構造を有する病院の新築、増築又は改築に係る工事の工事監理業務の元請（共同企業体の構成員として請け負った場合にあっては、主たる工事監理者として請け負ったものに限る。㋑ｂにおいて同じ。）としての業務実績を有していること。

ｅ　工事監理業務の管理技術者（工事監理業務全般の管理及び統括を行う者をいう。㋑ｂにおいて同じ。）及び各分野を担当する主任技術者（担当する分野の工事監理者として管理技術者の下でその担当する分野における技術者を総括する役割を担う者をいう。㋑ｂにおいて同じ。）として、工事監理業務を実施する者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者で、一般競争入札参加要件確認基準日において雇用期間が３箇月以上経過しているものを配置することができること。

㋑　技術者に関する要件

ａ　本事業における設計業務を実施する者でない者を配置することができること。

ｂ　管理技術者として、一級建築士の免許を有し、かつ、平成22年４月１日以降に完了した一般病床の数が150床以上の免震構造を有する病院の新築、増築又は改築に係る工事の工事監理業務の元請として実施したものに管理技術者又は建築意匠分野を担当する主任技術者として従事した経験を有する者を配置することができること。

３　入札説明書の交付

⑴　交付期間

この公告の日から令和７年12月４日（木）までの執務時間中（愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第３号）第１条第１項に規定する県の休日以外の日の午前８時30分から午後５時15分までをいう。以下同じ。）

⑵　交付方法

６⑺に掲げる場所で交付する。

４　入札参加要件の確認

⑴　応募者は、参加要件確認書類を提出して、入札参加要件の確認を受けなければならない。

⑵　参加要件確認書類の受付

ア　受付期間

令和７年11月28日（金）から12月４日（木）までの執務時間中

イ　受付場所

６⑺に掲げる場所

ウ　提出方法

持参又は郵送等（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。

エ　入札参加要件の確認の結果は、参加要件確認書類を提出した応募者である共同企業体の代表者に対して、令和７年12月９日（火）までに、書面により通知する。

オ　その他

㋐　参加要件確認書類の作成等に係る費用は、応募者の負担とする。

㋑　提出された参加要件確認書類は、返却しない。

㋒　詳細は、入札説明書による。

５　入札の手続

４により入札参加要件の確認を受けた者は、入札説明書に規定する入札書及び提案内容を記載した書類（以下「入札提出書類」という。）を次のとおり提出すること。

⑴　入札の日時及び場所

ア　日時

令和８年４月27日（月）午前11時

イ　場所

愛媛県松山市湊町四丁目４番地１　伊予鉄本社ビル５階

愛媛県公営企業管理局会議室

（都合により変更する場合がある。）

⑵　提出方法

持参又は郵送等により提出すること。

⑶　郵送等による入札の取扱い

郵送等による入札の場合は、入札提出書類は、令和８年４月24日（金）午後５時15分までに、６⑺に掲げる場所に必着のこと。

⑷　開札の日時及び場所

ア　日時

令和８年４月27日（月）午後２時

イ　場所

⑴イに掲げる場所

（都合により変更する場合がある。）

⑸　入札方法

ア　入札回数は、１回とする。

イ　入札書に記載する入札金額は、１⑷に掲げる業務の総額とし、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載

すること。

6　その他

⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金

愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第９号）第176条の規定によりその例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

⑶　入札の無効等

ア　入札参加要件を満たさない者及び入札参加要件確認申請において虚偽の申請を行った者の提出した入札書並びに入札説明書において示した条件その他の入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は、無効とする。

イ　入札参加要件を満たしていることを確認された者であっても、入札時点において入札参加要件を満たさなくなっているときは、その者の提出した入札書は、無効とする。

⑷　契約書作成の要否

要

⑸　落札者の決定方法

地方自治法施行令第167条の10の２第３項に規定する総合評価一般競争入札により落札者を決定するものとし、愛媛県公営企業会計規程第176条の規定によりその例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った者のうち、価格その他の条件が愛媛県公営企業管理局にとって最も有利な入札を行った者を落札者とする。

⑹　落札者決定基準

ア　評価に当たっては、1,000点の範囲内で配点を行い、総合評価点の最も高い応募者を落札者とする。

イ　配点に当たっては、総合評価点を内容評価点と価格点に区分し、内容評価点を700点とし、価格点を300点とする。

ウ　この落札者決定基準の詳細は、入札説明書による。

⑺　契約条項を示す場所及び問合せ先

愛媛県公営企業管理局県立病院課

〒790-0012

愛媛県松山市湊町四丁目４番地１　伊予鉄本社ビル２階

電話番号　(089)912-2816

ＦＡＸ番号　(089)947-6007

電子メール　epnh-db@eph.pref.ehime.jp

⑻　その他

詳細は、入札説明書による。

7　Summary

⑴　Nature and quantity: All the works for the Ehime Prefectural Imabari Hospital development project including design, construction, and construction supervision

⑵　Time limit of tender (Bringing): 11:00 a.m., 27 April 2026

⑶　Time limit of tender (Mailing): 5:15 p.m., 24 April 2026

⑷　For further information, please contact: Prefectural Hospital Division, Public Enterprise Management Bureau, Ehime Prefectural Government, 2nd floor, Iyotetsu Head Office Building, 4-4-1 Minatomachi, Matsuyama, Ehime 790-0012 Japan

TEL 089-912-2816

FAX 089-947-6007

e-mail epnh-db@eph.pref.ehime.jp